

緊急!

新型インフルエンザ予防対策

県内においても新型インフルエンザの感染者が多発しています。

町としても、情報収集に努め、各施設において感染予防対策をおこなっておりますので、町民の皆さまも正しい情報に基づき冷静な対応をお願いします。

1 “かからない”ための予防方法

1. 人混みへの外出を避ける
2. 人混みでのマスク着用
3. 頻繁な手洗い
4. 咳エチケット
5. うがい



※こんな人は、特に注意を!

- ぜん息や腎機能障害の方
- ステロイドを定期内服している方
- がん患者、妊婦など



2 “かかったかな”のサイン

1. 急な発熱 (38～40度)
2. 悪寒、頭痛、筋肉痛、下痢
3. 潜伏期間は1～7日間
4. 有症期間は3～7日程度



- 若い人に多く感染が確認されています。
- 風邪は、のどの痛みや鼻水で始まり、その後に徐々に熱があがるという違いがあります。

3 症状が出たときの行動

1. 無理して出社・登校せず休む。
2. 必要に応じて治療薬をもらい、症状が始まった日から7日間は自宅療養

※受診時の注意

- かかりつけ医に**あらかじめ電話**をした上で受診。
- 受診時には**必ずマスク**を着用。
- 受診時に周囲でのインフルエンザ患者の有無を伝える。



4 本人と家族が心がけること

1. 外出は避ける
2. 栄養をとり、安静にして十分な睡眠をとる。
3. 家族への感染を防ぐため個室で療養をする。
4. 水分補給をこまめにする。
5. 定期的に部屋の換気をする。
6. 処方薬は決められたとおり最後まで飲む。
7. 患者と接した家族はすぐに手洗いを行う。
8. 看護の際は、患者・家族ともマスクを着用。

インフルエンザ脳症にも注意を!! ～厚生労働省・県からのお知らせ～

県内では新型インフルエンザによるインフルエンザ脳症の報告はありませんが、全国的には10例(8月25日まで)報告されており、下記にご注意ください。

1. 新型インフルエンザにより、インフルエンザ脳症を発症することがあります。以下の症状は、インフルエンザ脳症の早期の症状として、保護者など一般の方が注意すべき点であり、これらの症状がみられた場合、医療機関を受診してください。

インフルエンザの症状(発熱等)に加え、

- A 呼びかけに答ええないなど意識レベルの低下が見られる
- B けいれん重積*およびけいれん後の意識障害が持続する
- C 意味不明の言動が見られる

*けいれん重積とは?

けいれん発作が30分以上持続した状態やけいれん発作を繰り返し30分以上意識が完全回復しない状態

2. 強い解熱剤(例:ボルタレン、ポンタール、およびこれらと同様の成分の入っているもの)は、インフルエンザ脳症の予後を悪化させるので、必ず解熱剤は、かかりつけの医師に相談して用いてください。

＜高額医療・高額介護合算療養費制度＞が始まりました

世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員、もしくは長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者の方全員が、1年間(毎年8月～7月末)にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

～このように負担が軽減されます～

＜夫婦2人世帯の例＞(ともに72歳・市町村民税非課税)

○ これまでは、例えば、1年間で、医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、**年間の負担が50万円であったものが、**



○ これからは、年間50万円を支払った後、支給の申請をすると、基準額:31万円(世帯員全員が市町村民税非課税の場合)を超えた金額(19万円)をお返しすることにより、**年間の負担が31万円にとどまります。**

平成21年度の支給要件・支給額

平成20年8月～21年7月末にお支払いされた医療保険・介護保険の自己負担額が次の基準額を超える場合に、その超えた金額を支給します。(平成20年4月～平成21年7月末の16ヶ月間の自己負担額が、次のカッコ内の基準額を超える場合には、その超えた額と上記の支給額を比べ、大きい額を支給します。)

【長寿医療制度の方、70～74歳の国保加入者の方】

- ① 保険証、高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている場合 …67万円(89万円)
- ② ①・③・④以外の場合 …56万円(75万円)
- ③ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合 …31万円(41万円)
- ④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定以下※の場合 …19万円(25万円)
※年金収入80万円以下等

【70歳未満の国民健康保険加入者の方】

- ① 世帯員全員の合計所得が一定以上※の場合 …126万円(168万円)
※合計所得が600万円を超える場合
- ② ①・③以外の場合 …67万円(89万円)
- ③ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合 …34万円(45万円)

支給の対象となる被保険者の方には、12月頃にお知らせします。

お知らせが来た場合は、下記の窓口に申請してください。

- ただし、次に該当する方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。
◎平成20年4月から平成21年7月末までの間に、
・市町村を越えて転居された方
・他の医療保険から国民健康保険に移られた方
- 具体的な手続きやご不明な点については、下記の窓口までご相談ください。

◆問い合わせ 保健福祉課国保係 ☎585-2785